

令和7年度

河南二期農業水利事業

矢本幹線用水路ゲート改修その他工事

特別仕様書

東北農政局河南二期農業水利事業所

第1章 総則

河南二期農業水利事業矢本幹線用水路ゲート改修その他工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）及び「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて実施する。

同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、河南二期農業水利事業計画に基づき、矢本幹線用水路ゲート設備等の改修を行うものである。

2. 工事場所

宮城県石巻市広瀬地内他

3. 工事概要

(1) 水門設備

1) 新田分土工 幹線ゲート(更新)	純径間 1.8m × 有効高 1.8m	1 門
2) 新田分土工 分水ゲート(整備)	純径間 0.8m × 有効高 0.8m	1 門
3) 新田分土工 放流ゲート(整備)	純径間 1.0m × 有効高 1.0m	1 門
4) 新田分土工 制水ゲート(更新)	純径間 1.5m × 有効高 1.5m	1 門
5) 前谷地揚水機場 赤羽根分水ゲート(整備)	純径間 2.0m × 有効高 1.05m	1 門
6) 前谷地揚水機場 西谷地分水ゲート(整備)	純径間 1.75m × 有効高 0.9m	1 門
7) 前谷地揚水機場 名鱈南郷分水ゲート(整備)	純径間 1.9m × 有効高 1.6m	1 門

(2) 鋼製付属設備 1 式

(3) 電気設備 1 式

4. 工事数量

別紙-1「工事数量表」のほか、第10章設計、第11章構造及び製作、第13章電気通信設備に示すとおりである。

5. 施工範囲

(1) 本工事の施工範囲は、第2章3. 工事概要に示す設備の撤去、設計、製作、輸送、据付、塗替塗装及び試運転調整までの一切とする。

(2) 次に示すものは本工事の施工対象外とする。

- 1) 仮締切工事及び水替工事（ただし、局所的な小水替は受注者が行うものとする。）
- 2) 資機材の現場搬入道路の設置・撤去及び補修工事
- 3) 水路等の土木工事。
- 4) 責任分界点までの引込み外線工事。

第3章 施工条件

1. 工程制限

- (1) 新田分土工での現地作業は、令和7年11月1日より着手可能である。
- (2) 前谷地揚水機場での現地作業は、令和7年10月1日より着手可能である。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

- (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。
- (2) 現場据付の工事期間には雨天、休日等62日を見込んでいる。
なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇である。

3. 現場技術員

本工事は、共通仕様書(施)第1章1-1-11に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

4. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。

なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙-7により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている250日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙-7と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の翌日から令和8年3月10日（工事完了期限日）まで

第4章 現場条件

1. 関連工事等

受注者は、次に示す隣接工事、又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

- (1) 矢本幹線用水路（その3）工事（仮称）
（令和7年9月～令和8年3月）
- (2) 前谷地揚水機場ポンプ設備改修工事（仮称）
（令和7年5月～令和9年3月）

2. 既設設備等との受渡し条件

本工事で既設設備等に接続する内容は次のとおりである。

- (1) 新田分水工ゲート設備の電気設備は、新田分水工建屋内に本工事で設置する分電盤から200V（3相3線式、50Hz）及び100V（単相2線式、50Hz）で受電するものとする。
- (2) 前谷地揚水機場ゲート設備の電気設備は、前谷地揚水機場建屋内に設置している補機盤から200V（3相3線式、50Hz）を、補機変圧器盤から100V（3相3線式、50Hz）を受電するものとする。

3. 搬入路

新田分水工への搬入は、県道矢本河南線からの進入を考慮しており、16t ラフテレーンクレーンの進入が可能である。

前谷地揚水機場への搬入は、国道108号線からの進入を考慮しており、25t ラフテレーンクレーン及び6tトラックの進入が可能である。

4. 第三者に対する措置

(1) 保安対策

本工事における交通誘導員は計上していないが、現地の交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。この場合は、契約変更の対象とする。

(2) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、請負者の責任で処理するものとする。

5. 関係機関との調整

- (1) 受注者は、道路使用許可が必要な場合は設備搬入ルート等の道路使用許可を申請し、関係機関と必要な調整を行わなければならない。
- (2) 本機場は施設管理者が施設の維持管理を行うために、機場内で作業を行うことから、現地作業を行う際には週間工程表を作成し、監督職員へ事前に報告するとともに、施設管理者にも同情報を提供しなければならない。

6. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

- (1) 共通仕様書（土）3-2-2一般事項1. 施工計画（2）において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を横断する箇所には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート等）を設置するとともに、重機等の横断に際しては適切に誘導員を配置し、誘導指示を行わなければならない。なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。
- (2) 河川区域内で施工を行う場合は、河川法第26条協議において同意された内容を遵守するものとする。なお、この河川協議は予備協議同意済みであり、10月に同意見込みである。

第5章 提出図書等

1. 承諾図書

共通仕様書（施）第1章1-1-6に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の始期から50日以内に提出するものとする。

また、承諾・不承諾は提出があった日から20日以内に文書で通知するものとする。

2. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

3. 官公庁等への手続き等

共通仕様書（施）第1章1-1-45に示す書類は次のとおりとする。

- (1) 機器等の輸送に大型車両を使用する場合
道路使用許可申請関係資料 提出部数 2部
- (2) その他、関係諸法令等に基づく届出がある場合
関係諸法令等に基づく届出関係資料 提出部数 2部

第6章 仮設

1. 工事用電力

据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

2. 除雪工

除雪工は本工事では計上していないが、現地状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 仮締切工

新田分水工 制水ゲートは、樋管を角落しで締切後に施工するものとする。
角落しの構造については、監督職員と協議するものとする。

第7章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、対象施設の管理用地等を別紙-8のとおり確保している。

第8章 貸与する資料等

1. 貸与する資料

本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。

- (1) 資料名 令和2年度 河南二期農業水利事業 矢本幹線用水路実施設計業務報告書
令和4年度 河南二期農業水利事業 前谷地揚水機場実施設計業務報告書
- (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで
- (3) 返納場所 東北農政局河南二期農業水利事業所
- (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第9章 試運転調整

本工事で実施する電気設備を含めた試運転調整に要する電力料金（基本料金・使用料金）は発注者において負担する。

なお、試運転調整の実施に当たっては、事前に詳細な実施計画書を作成し、監督職員に提出して承諾を得るものとする。

第10章 設計

1. 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章第1項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (3) 耐久性及び安全性ならびに維持管理を考慮した構造とする。
- (4) 運転が確実で操作の容易なものとする。
- (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

2. 設計諸元

本工事の設備は、次の条件により設計するものとする。

(1) 水門設備の設計条件

仕様項目	新田分土工 幹線ゲート	新田分土工 分水ゲート
形式	ステンレス製スライドゲート	ステンレス製スライドゲート
設置数	1門	1門
純径間	1.800m	0.800m
有効高	1.800m	0.800m
ゲート敷高	EL-1.310m	EL-0.490m
設計水深	(上流) EL+4.100m (下流) EL 0.000m	(上流) EL+3.280m (下流) EL 0.000m
操作水深	(上流) EL+4.100m (下流) EL 0.000m	(上流) EL+3.280m (下流) EL 0.000m
水密方式	後面4方ゴム水密	後面4方ゴム水密
開閉方式	電動スピンドル式(1本吊り)	手動ラック式(1本吊り)
開閉速度	0.1m/min	0.3m/min
揚程	1.900m	0.900m
操作方式	機側操作及び遠方操作	機側操作
許容応力等	鋼構造物計画設計技術指針	鋼構造物計画設計技術指針

仕様項目	新田分土工 放流ゲート	新田分土工 制水ゲート
形式	ステンレス製スライドゲート	ステンレス製スライドゲート
設置数	1門	1門
純径間	1.000m	1.500 m
有効高	1.000m	1.500 m
ゲート敷高	EL+0.750m	EL+0.600m
設計水深	(上流) EL+2.040m	(上流) EL+2.400m

	(下流) EL+0.000m	(下流) EL+0.000m
操作水深	(上流) EL+2.040m (下流) EL+0.000m	(上流) EL+2.400m (下流) EL+0.000m
水密方式	後面4方ゴム水密	後面4方ゴム水密
開閉方式	電動ラック式(1本吊り)	電動ラック式(1本吊り)
開閉速度	0.3m/min	0.3m/min
揚程	1.200m	1.500m
操作方式	機側操作及び遠方操作	機側操作
許容応力等	鋼構造物計画設計技術指針	鋼構造物計画設計技術指針

仕様項目	前谷地揚水機場 赤羽根分水ゲート	前谷地揚水機場 西谷地分水ゲート
形式	鋼製スライドゲート	鋼製スライドゲート
設置数	1門	1門
純径間	2.000m	1.750m
有効高	1.050m	0.900m
ゲート敷高	EL+4.90m	EL+4.90m
設計水深	(上流) EL+7.20m (下流) EL+4.90m	(上流) EL+7.20m (下流) EL+4.90m
操作水深	(上流) EL+7.20m (下流) EL+4.90m	(上流) EL+7.20m (下流) EL+4.90m
水密方式	後面4方ゴム水密	後面4方ゴム水密
開閉方式	電動ラック(1本吊)	電動ラック(1本吊)
開閉速度	0.3m/min程度	0.3m/min程度
揚程	1.050m	0.900m
操作方式	機側操作、遠隔操作及び遠方操作	機側操作、遠隔操作及び遠方操作
許容応力等	鋼構造物計画設計技術指針	鋼構造物計画設計技術指針

仕様項目	前谷地揚水機場 名鰭南郷分水ゲート
形式	鋼製スライドゲート
設置数	1門
純径間	1.900m
有効高	1.600m
ゲート敷高	EL+4.90m
設計水深	(前面) EL+7.20m (後面) EL+4.90m
操作水深	(前面) EL+7.20m (後面) EL+4.90m
水密方式	後面4方ゴム水密
開閉方式	電動ラック(1本吊)
開閉速度	0.3m/min程度
揚程	1.600m

操作方式	機側操作、遠隔操作及び遠方操作
許容応力等	鋼構造物計画設計技術指針

(2) 土木構造物の設計条件

土木構造物の荷重条件は下表を満足していることを確認するものとする。

土木構造物	荷重作用時期	最大荷重
新田分土工 幹線ゲート操作台	水門設備稼働時	277.0kN
新田分土工 分水ゲート操作台	水門設備稼働時	46.0kN
新田分土工 放流ゲート操作台	水門設備稼働時	76.0kN
新田分土工 制水ゲート操作台	水門設備稼働時	153.6kN
前谷地揚水機場 赤羽根分水ゲート操作台	水門設備稼働時	31kN
前谷地揚水機場 西谷地分水ゲート操作台	水門設備稼働時	31kN
前谷地揚水機場 名鱈南郷分水ゲート操作台	水門設備稼働時	31kN

(3) スクリーンの設計条件

仕様項目	9号サイホン呑口部 スクリーン	鹿島沢トンネル入口部 スクリーン
形式	固定式バースクリーン	固定式バースクリーン
設置数	1基	1基
傾斜角度	70° (水平に対して)	72° (水平に対して)
有効面積	B2.3m×H3.76m	B3.1m×H2.125m
バー寸法	FB150×16mm	FB90×12mm
バーピッチ	100mm	100mm
内外水位差	1.00m	1.00m
材質	SUS304	SUS304
許容応力等	鋼構造物計画設計技術指針	鋼構造物計画設計技術指針

(4) 防護柵の設計条件

仕様項目	新田分土工 防護柵	前谷地揚水機場 防護柵
高さ	1.1m	1.1m
塗装仕様	溶融亜鉛メッキ	溶融亜鉛メッキ
固定方法	ケミカルアンカー	ケミカルアンカー

(5) 管理階段の設計条件

仕様項目	新田分土工 制水ゲート部 管理階段
高さ	1.1m
塗装仕様	溶融亜鉛メッキ
固定方法	ケミカルアンカー

3. 材料

- (1) 主要材料は、JIS 規格品、又は同等品以上とする。
- (2) 構造計算の結果、決定する使用材料は、製鉄所のミルシート又は引張試験成績書等を出し、監督職員の承諾を受けるものとする。

材料名	規格	備考
ステンレス鋼 SUS304 SUS304N2	JIS G 4304 JIS G 4303	
一般構造用圧延鋼材 SS400	JIS G 3101	
配管用炭素鋼鋼管 SGP	JIS G 3452	

第 1 1 章 構造及び製作

1. 一般事項

- (1) 本設備の製作は、共通仕様書（施）第 2 章「機器及び材料」、第 3 章「共通施工」、第 4 章「水門設備」、第 7 章「除塵設備」及び第 9 章「鋼製付属設備」によるものとする。
また、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。
- (2) 本工事で製作据付する設備の主要部は、供用開始から長期の運転に耐えうる設計を行うこと。

2. ゲート設備

- (1) 本工事で施工するゲート設備の整備内容及び材質は、別紙-2 のとおりである。

3. スクリーン

- (1) バースクリーン及び受桁の材質は、SUS 材を使用する。

4. 管理設備

- (1) 管理橋及び防護柵の手摺高さは 1100mm 以上とする。

第 1 2 章 運転操作・制御方式

1. 運転管理

機側（現場）、遠隔（操作室）及び遠方（中央管理所）における運転管理の内容は別紙-3 「管理項目表」のとおりとする。

既設水管理施設へ別紙-3 「管理項目表」に基づき情報伝送に必要な端子を設け、接続するものとする。

信号等情報の受渡し方法は、次による。

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 監視信号 | 有電圧接点信号 |
| (2) デジタル計測信号 | パルス信号 |
| (3) 制御信号 | 有電圧接点信号 |

2. 運転操作

ゲート設備の運転操作内容は、別紙-4 「運転操作要領」のとおりとする。

第 1 3 章 電気通信設備

1. 一般事項

- (1) 電気設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書」に準ずるものとする。各設備、機器、器具ごとの仕様、適用規格等（JIS、JEC、JEM 等）は、共通仕様書（施）並びに関係諸基準に準ずるものとする。
- (2) 使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする。
- (3) 外部から引込み又は引出す電源線・信号線等の接続部には、避雷器を設置し雷害対策を行うものとする。
- (4) 回路構成等
 - 1) ゲート設備の主回路及び制御回路を内蔵し、かつ簡単な回路設計を基本とする。
 - 2) 盤内照明は LED 灯とし、ドアスイッチにより点滅するものとする。

- 3) スペースヒータはスナップスイッチ及びサーモスタットにより、入・切する。
- 4) 遠方操作は水管理制御設備（別途施工）から行えるものとし、信号の受渡しは、第12章によるものとする。
- (5) 指示計及び表示灯
 - 1) 電圧計、電流計は広角形とし、電流計はモーターごとに対応させる。
 - 2) 状態表示及び故障表示は集合表示としランプテストができるものとする。
 - 3) 計器類及び表示等は外部より見やすい位置に配置するものとする。

2. 設備概要

- (1) 新田分水工ゲート設備の電源は、新田分水工建屋内の分電盤より供給する。
また、商用電源が停止又は規定電圧より低下した場合、非常用発電機が起動し、対象負荷に電力を供給するものとする。
なお、非常用発電機には、商用電源と自家発電を自動的に切り換えする装置を設けるものとする。
- (2) 前谷地揚水機場ゲート設備の電源は、前谷地揚水機場建屋内の補機盤より供給する。

3. 受変電・配電設備

(1) 引込開閉器盤（新田分水工）

1) 機器仕様

- ①形式 ステンレス製屋外装柱形
- ②数量 1 面
- ③使用場所 屋内
- ④材質 SUS
- ⑤構造 前面扉背面固定
- ⑥寸法 幅 505mm×高さ 830mm×奥行 222mm
- ⑦盤面取付機器

ア) 漏電遮断器 (ELCB)	3P50AF	1 個
イ) 漏電遮断器 (ELCB)	2P50AF	1 個
ウ) 電力量計 (設置スペース)		2 個
エ) その他必要なもの		1 式

(2) 分電盤（新田分水工）

1) 機器仕様

- ①形式 鋼板製屋内壁掛形
- ②数量 1 面
- ③使用場所 屋内
- ④材質 SS
- ⑤用途 動力・電灯用
- ⑥寸法 幅 800mm×高さ 600mm×奥行 250mm
- ⑦盤面取付機器

ア) 名称銘板		1 個
---------	--	-----
- ⑧盤内取付機器

ア) 配線用遮断器 (MCCB)	3P50AF	5 個
イ) 配線用遮断器 (MCCB)	2P50AF	1 個
ウ) 配線用遮断器 (MCCB)	2P30AF	6 個
エ) その他必要なもの		1 式

(3) 負荷設備（新田分水工及び前谷地揚水機場、水門用電動機）

- 1) 形式 三相誘導電動機（電磁ブレーキ付）
- 2) 絶縁の種類 F 種以上
- 3) 保護形式 防滴保護形
- 4) 構造 かご形
- 5) 極数 6 極または 4 極
- 6) 電圧 200V
- 7) 周波数 50Hz

- | | |
|------------|---------------|
| 8) 時間定格 | 連続定格 |
| 9) 起動トルク | 定格トルクの 200%以上 |
| 10) 最大トルク | 定格トルクの 300%以下 |
| 11) ブレーキ容量 | 定格トルクの 150%程度 |

(4) 機側操作盤(新田分土工 幹線ゲート)

1) 機器仕様

- | | | |
|-------|--|-----|
| ①形式 | 開閉機搭載型機側操作盤 (ダム・堰施設技術基準(案)対応型) | 1 面 |
| ②使用場所 | 屋外 | |
| ③材質 | SUS304 | |
| ④用途 | 水門扉数 1 門 | |
| ⑤寸法 | 幅 245mm×高さ 600mm×奥行 640mm | |
| ⑥駆動方式 | 電動スピンドル式 | |
| ⑦取付器具 | 交流電圧計、交流電流計、状態表示器、故障表示器、切替スイッチ (機側・遠方)、操作スイッチ (開・閉・停、非常停止、故障リセット、警報停止、ランプテスト)、スペースヒータ (温度又は湿度により作動)、電源用避雷器 | |
| ⑧その他 | 操作盤は、機側から操作及び状態・故障の確認が出来るとともに、遠方監視、制御信号用の外部出力端子を有する。なお、操作盤は施錠可能な構造とする。 | |

(5) 機側操作盤(新田分土工 放流ゲート)

1) 機器仕様

- | | | |
|-------|--|-----|
| ①形式 | 開閉機搭載型機側操作盤 (ダム・堰施設技術基準(案)対応型) | 1 面 |
| ②使用場所 | 屋外 | |
| ③材質 | SUS304 | |
| ④用途 | 水門扉数 1 門 | |
| ⑤寸法 | 幅 245mm×高さ 600mm×奥行 640mm | |
| ⑥駆動方式 | 電動ラック式 | |
| ⑦取付器具 | 交流電圧計、交流電流計、状態表示器、故障表示器、切替スイッチ (機側・遠方)、操作スイッチ (開・閉・停、非常停止、故障リセット、警報停止、ランプテスト)、スペースヒータ (温度又は湿度により作動)、電源用避雷器 | |
| ⑧その他 | 操作盤は、機側から操作及び状態・故障の確認が出来るとともに、遠方監視、制御信号用の外部出力端子を有する。なお、操作盤は施錠可能な構造とする。 | |

(6) 機側操作盤(新田分土工 制水ゲート)

1) 機器仕様

- | | | |
|-------|--|-----|
| ①形式 | 開閉機搭載型機側操作盤 (ダム・堰施設技術基準(案)対応型) | 1 面 |
| ②使用場所 | 屋外 | |
| ③材質 | SUS304 | |
| ④用途 | 水門扉数 1 門 | |
| ⑤寸法 | 幅 245mm×高さ 600mm×奥行 640mm | |
| ⑥駆動方式 | 電動ラック式 | |
| ⑦取付器具 | 交流電圧計、交流電流計、状態表示器、故障表示器、切替スイッチ (機側・遠方)、操作スイッチ (開・閉・停、非常停止、故障リセット、警報停止、ランプテスト)、スペースヒータ (温度又は湿度により作動)、電源用避雷器 | |
| ⑧その他 | 操作盤は、機側から操作及び状態・故障の確認が出来るとともに、遠方監視、制御信号用の外部出力端子を有する。なお、操作盤は施錠可能な構造とする。 | |

(7) 非常用発電機 (新田分土工)

- | | |
|-------|-----------------|
| 1) 用途 | 非常用予備電源装置(長時間型) |
| 2) 面数 | 1 式 |

- 3) 構造 屋内設置キュービクル型 標準騒音
- 4) 出力 20kVA (3相三線 200V、単相単線 100V、50Hz)
- 5) 運転方式 シーケンス制御による全自動運転方式及び
盤面スイッチによる手動運転方式併用
- 6) 充電器 搭載型
- 7) 付属品 給気用屋外フード (SUS製) 1式
排風設備 (排風ダクト、キャンバスダクト、屋外フード(SUS)) 1式
標準機関付属品 1式
保守工具類 1式

(8) 機側操作盤(前谷地揚水機場 赤羽根分水ゲート)

1) 機器仕様

- ①形式 開閉機搭載型機側操作盤 (ダム・堰施設技術基準(案)対応型) 1面
- ②使用場所 屋外
- ③材質 SUS304
- ④用途 水門扉数 1門
- ⑤駆動方式 電動ラック式
- ⑥取付器具 交流電圧計、交流電流計、状態表示器、故障表示器、切替スイッチ (機側・遠方)、操作スイッチ (開・閉・停、非常停止、故障リセット、警報停止、ランプテスト)、スペースヒータ (温度又は湿度により作動)、電源用避雷器
- ⑦その他 操作盤は、機側から操作及び状態・故障の確認が出来るとともに、遠方監視、制御信号用の外部出力端子を有する。なお、操作盤は施錠可能な構造とする。

(9) 機側操作盤(前谷地揚水機場 西谷地分水ゲート)

1) 機器仕様

- ①形式 開閉機搭載型機側操作盤 (ダム・堰施設技術基準(案)対応型) 1面
- ②使用場所 屋外
- ③材質 SUS304
- ④用途 水門扉数 1門
- ⑤駆動方式 電動ラック式
- ⑥取付器具 交流電圧計、交流電流計、状態表示器、故障表示器、切替スイッチ (機側・遠方)、操作スイッチ (開・閉・停、非常停止、故障リセット、警報停止、ランプテスト)、スペースヒータ (温度又は湿度により作動)、電源用避雷器
- ⑦その他 操作盤は、機側から操作及び状態・故障の確認が出来るとともに、遠方監視、制御信号用の外部出力端子を有する。なお、操作盤は施錠可能な構造とする。

(10) 機側操作盤(前谷地揚水機場 名緒南郷分水ゲート)

1) 機器仕様

- ①形式 開閉機搭載型機側操作盤 (ダム・堰施設技術基準(案)対応型) 1面
- ②使用場所 屋外
- ③材質 SUS304
- ④用途 水門扉数 1門
- ⑤駆動方式 電動ラック式
- ⑥取付器具 交流電圧計、交流電流計、状態表示器、故障表示器、切替スイッチ (機側・遠方)、操作スイッチ (開・閉・停、非常停止、故障リセット、警報停止、ランプテスト)、スペースヒータ (温度又は湿度により作動)、電源用避雷器
- ⑦その他 操作盤は、機側から操作及び状態・故障の確認が出来るとともに、遠方監視、制御信号用の外部出力端子を有する。なお、操作盤は施錠可能な構造とする。

(11) 予備品及び付属品

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1) リレー類 | 現用の各種毎に1個 |
| 2) ランプ、ヒューズ | 現用の100% (LEDは20%) |
| 3) 保守点検工具 | 1式 |
| 4) 予備品箱 | 1個 |

第14章 塗 装

1. 一般事項

(1) 外注品の塗装仕様についてはメーカー標準仕様とし、塗装色は監督職員と協議のうえ決定する。

なお、機側操作盤の塗装色は、5Y7/1とする。

(2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修を行い仕上げるものとする。

(3) 扉体、開閉装置及びスクリーンのステンレス部材並びにコンクリート埋設部材については塗装を行わないものとする。

なお、ステンレス部材は、酸洗いを十分に行うものとする。

2. 施工方法

(1) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、一次プライマー及び各層の塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り、層ごとに色分けを行い施工するものとする。

(2) 現場溶接部及び工場での塗り残し部の塗装は、現場補修等を行い、塗装を仕上げるものとする。

3. 塗装仕様

塗装仕様は次のとおりとする。

(1) 扉体

施工場所	工 程	塗料等	標準膜厚	塗装方法
工場	素地調整	1種ケレン	—	エアレススプレー
	第1層目(プライマー)	エポキシジンクリッチプライマー	[15μm]	
	第2層目(下塗)	エポキシ樹脂塗料下塗り(水中部用)	100μm	
	第3層目(下塗)	エポキシ樹脂塗料下塗り(水中部用)	100μm	
	第4層目(中塗)	エポキシ樹脂塗料中塗り	40μm	
	第5層目(上塗)	エポキシ樹脂塗料上塗り	40μm	

※[]は膜厚には含まない。

※最終層は既設設備と同色とする

(2) 戸当り及び通気ステッキ

施工場所	工 程	塗料等	標準膜厚	塗装方法
現場	素地調整	3種ケレン	—	刷毛塗
	第1層目(下塗)	変性エポキシ樹脂塗料(水中部用)	60μm	
	第2層目(下塗)	変性エポキシ樹脂塗料(水中部用)	60μm	
	第3層目(下塗)	変性エポキシ樹脂塗料(水中部用)	60μm	
	第4層目(中塗)	エポキシ樹脂塗料中塗り	40μm	
	第5層目(上塗)	エポキシ樹脂塗料上塗り	40μm	

※最終層は既設設備と同色とする。

(3) 付属設備

1) 防護柵、管理階段

溶融亜鉛メッキ仕様とする。

第15章 据付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第13節及び第6章第12節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. 機械設備

(1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易なように配置するものとする。

(2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。

(3) 設備の据付にあたっては、機能を十分に発揮するよう、正確に据付なければならない。

(4) 小配管設備の振動絶縁等が必要な所にはフレキシブルジョイントを設けるものとする。

3. 電気設備

(1) 電気設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配慮する。

(2) 電気盤、電気設備用配管類の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震設計を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。なお、電気盤については、日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR144）」、電気設備用配管類については、日本建設センター「建築設備耐震設計・施工指針」を使用する。また、耐震クラスは「電気設備計画設計技術指針」に示すAクラス以上とする。

(3) 電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。

なお、めねじ形の金属拡張アンカーは原則として使用しないものとする。

4. 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(1) 規格及び品質

本工事で据付時に使用する主要材料の規格及び品質は下記によるものとする。

1) コンクリート

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スラブ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの 種類	使用目的
鉄筋 コンクリート	21	12	25	55 以下	BB	ゲート戸当り二次コン（新田分土工 制水ゲート戸当りを除く）
無筋 コンクリート	18	8	25	65 以下	BB	スクリーン基礎

※粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。

※新田分土工 制水ゲート戸当りは、無収縮モルタルで施工する。

(2) 見本または資料の提出

本工事における主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。また、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
コンクリート	配合計画書・試験成績書
アンカーボルト	カタログ・試験成績書
配管・配線	カタログ等
アンカー用樹脂カプセル	カタログ等
その他材料(監督職員が指示するもの)	見本又はカタログ

5. 建設資材等の搬出

建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分
無筋コンクリート殻	(有)木村土建 エコランドキムラ	東松島市大塩字 荻窪 33	8:00~17:00	再生資源化施設業者
有筋コンクリート殻	(有)木村土建 エコランドキムラ	東松島市大塩字 荻窪 33	8:00~17:00	再生資源化施設業者
汚泥(塗装ケレン)	(株)自然環境産業 名取営業所	名取市下増田字 広浦 7-21	8:00~17:00	最終処分業者

6. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工種ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

7. 有害物質調査

下表の対象位置各1カ所について、有害物調査をするものとする

対象位置	調査内容
新田分水工制水ゲート戸当り	鉛、六価クロム、PCB
9号サイホン呑口部スクリーン	鉛、六価クロム、PCB
鹿島沢トンネル入口部スクリーン	鉛、六価クロム、PCB
前谷地揚水機場ゲート戸当り	PCB

8. 有価物の集積場所

(1) 本工事で発生した撤去材(有価材)は別途売払いする計画であることから、発生した重

量を計測し、監督職員に発生材報告書を提出するものとする。集積場所は次のとおりであるが、具体的な集積場所は監督職員と協議するものとする。

〔集積場所〕大曲排水機場敷地内（宮城県東松島市大曲字道下地内）

〔有価材〕扉体、戸当り、開閉装置、電気設備、鋼製付属設備

(2) 撤去材（有価材）は、本工事及び施設の維持管理の支障とならない位置に整然と集積するものとするが、受入能力が不足した場合は、監督職員と協議しなければならない。

第16章 施工管理等

1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札公告による。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。

なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施行管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき記号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黑板情報の電子的記入に関する取り扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取り扱いは、「土木工事施行管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」にするものとする。なお、上記1)に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写しこんだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す、黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(<http://www.cals.jacis.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)またはチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 情報共有システムについて

(1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る

情報共有システムの対象工事である。

- (2) 情報共有システムの活用については、共通仕様書（土）に示す情報共有システム活用要領によるものとする。

5. 工事現場等における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teamsである。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第17章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に関連する主な事項は、次のとおりである。

1. 設計諸元等条件変更に係るもの
2. 関連工事との調整に係るもの
3. 不可抗力によるもの
4. 法・基準の改正に係るもの
5. 他機関との協議事項に係るもの
6. 改修範囲を変更した場合
7. その他本仕様書に定めのないもの

第18章 その他

1. 電子納品

- (1) 工事完成図書を施設機械工事等共通仕様書第1章 1-1-28に基づき資料を作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R 若しくはDVD-R） 正副2部
- ・ 工事完成図書の出力（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） 1部

2. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は、監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行う事が可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

3. ワンデーレスポンスに関する事項

「ワンデーレスポンス」とは監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

4. 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

- 1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。
 - ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ② 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

- 1) 受注者は、(2)の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式 1～様式 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ① 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
 - ② VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③ VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤ 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - ⑥ その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

- 1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式 5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下、「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6) の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議 (施工条件確認会議)

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長 (総括監督員)、主任監督員 (主催) 及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議 (工程確認会議)

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長 (総括監督員)、主任監督員 (主催)、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長 (総括監督員)、主任監督員 (主催)、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 建設コンサルタントの出席

上記 6. (1)、(2)、(3) 及び (4) の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

(5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

6. 工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に 1 部を備え付けなければならない。

なお、この図書は第 5 章の提出図書に示す完成図書、施工図の提出部数には含まないものとする。

7. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費 (率分) のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用 (以下「実績変更対象費」という。) について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準 (以下「積算基準」という。) の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費 : 労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費 : 募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。

- (3) 受注者は、当初契約締結後、(2) で示された割合を参考にして実績変更対象費に係

る費用の内訳を記載した実施計画書（別紙―5）様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。

- (4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（別紙―6）様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（別紙―5）様式1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（別紙―5）様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

8. 現場環境の改善の試行

- (1) 本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2) ア(ア)～(カ)の設備・機能を満たすものとする。

- (2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

ア 内容

受注者は、現場に以下の(ア)～(サ)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、(シ)～(チ)については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (ア) 洋式（洋風）便器
- (イ) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (ウ) 臭い逆流防止機能
- (エ) 容易に開かない施錠機能
- (オ) 照明設備
- (カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ケ) サニタリーボックス
- (コ) 鏡と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- (ス) 擬音装置（機能を含む）
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化
- (タ) 室内温度の調整が可能な設備
- (チ) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

イ 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 アの内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(ア)～(カ)及び【付

属品として備えるもの】(キ)～(チ)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/施工箇所までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/施工箇所より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

ウ 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

9. 週休2日制工事の施行

(1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休日2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間^{※注}のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。

① 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正する。

① 補正係数

	週単位の週休2日	月単位の週休2日
現場閉所率	1週間に2日以上	28.5%(8日/28日)以上
労務費	1.02	1.02
共通仮設費(率分)	1.05	1.04
現場管理費(率分)	1.06	1.05

②補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき清算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

10. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}※$$

※ 補正係数：1.2

11. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等

(1) 工事で使用する資材等の納期への影響に対する対応について

受注者は、新型コロナウイルス感染症に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じ、工期内に工事が完成できないと判断される場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 感染拡大防止対策にかかる費用の計上

受注者は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために次のような対策を実施する場合は、監督職員と協議するものとし、必要と認められた対策については、施工計画書に記載して確実に履行しなければならない。

1) 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用

2) 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用

- 3) 遠隔確認やテレビ会議等のための機材・通信費
 - 4) その他、感染拡大防止のために必要と認められる費用
12. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について
- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
 - (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評価別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点評価する。ただし、工事成績評価の合計は100点を超えないものとする。

第19章 定めなき事項

- (1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
- (2) この仕様書に定めなき事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
直接製作費				
1. 小形水門扉製作工	新田分水工 幹線ゲート			
(1)扉体工				
扉体工 (材料費) -小形水門-		式	1.000	
扉体工 (労務費及び塗装費)		式	1.000	
(2)戸当り工				
戸当り工 (材料費) -小形水門-		式	1.000	
戸当り工 (労務費及び塗装費)		式	1.000	
(3)開閉装置工				
開閉装置 (機器単体費・スピントール式) -小形水門-		式	1.000	
2. 小形水門扉製作工	新田分水工 分水ゲート			
(1)扉体工				
扉体工 (材料費) -小形水門-		式	1.000	
扉体工 (労務費及び塗装費)		式	1.000	
(2)開閉装置工				
開閉装置 (機器単体費・ラック式)		式	1.000	
3. 小形水門扉製作工	新田分水工 放流ゲート			
(1)扉体工				
扉体工 (材料費) -小形水門-		式	1.000	
扉体工 (労務費及び塗装費)		式	1.000	
(2)開閉装置工				
開閉装置 (機器単体費・ラック式)		式	1.000	
4. 小形水門扉製作工	新田分水工 制水ゲート			
(1)扉体工				
扉体工 (材料費) -小形水門-		式	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
扉体工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
(2)戸当り工				
戸当り工（材料費）－小形水門－		式	1.000	
戸当り工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
(3)開閉装置工				
開閉装置（機器単体費・ラック式）		式	1.000	
5. 電気設備工	新田分水工			
(1)受変電設備工				
低圧電気盤工		式	1.000	
引込開閉器盤		面	1.000	
非常用発電機		台	1.000	
分電盤		面	1.000	
6. 鋼製付属設備製作工				
(1)鋼製付属設備製作工	新田分水工 防護柵			
鋼製付属設備工（製作費）		式	1.000	
鋼製付属設備工（塗装費）		式	1.000	
(2)鋼製付属設備製作工	新田分水工 制水ゲート部 管理階段			
鋼製付属設備工（製作費）		式	1.000	
鋼製付属設備工（塗装費）		式	1.000	
(3)鋼製付属設備製作工	9号サイホン呑口部・鹿島 沢トンネル入口部スクリー ン			
鋼製付属設備工（製作費）		式	1.000	
鋼製付属設備工（塗装費）		式	1.000	
直接工事費				
1. 輸送費	新田分水工			
(1)輸送費				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
輸送費（小形水門）		式	1.000	
2. 小形水門扉据付工	新田分水工			
（1）小形水門扉据付工				
水門扉据付工及び直接経費（小形水門）	全面更新	式	1.000	
水門扉据付工及び直接経費（小形水門）	扉体・開閉装置更新	式	1.000	
水門扉据付工（仮設費）		式	1.000	
（2）小型水門扉撤去工				
小型水門扉撤去工		式	1.000	
（3）敷鉄板設置・撤去工				
敷鉄板設置・撤去工		式	1.000	
3. 電気盤類据付工（用排水機以外）	新田分水工			
（1）受電盤据付工				
受電盤据付工		式	1.000	
受電盤撤去工		式	1.000	
（2）電気共通設備工（用排水機以外）				
配管工		式	1.000	
配線工		式	1.000	
配線機器等設置工（用排水機以外）		式	1.000	
建柱及び支線設置工（用排水機以外）		式	1.000	
接地工（用排水機以外）		式	1.000	
4. 鋼製付属設備据付工	新田分水工			
（1）鋼製付属設備据付工	防護柵・管理階段・スクリーン			
鋼製付属設備据付工		式	1.000	
（2）場内設備据付工				
場内設備据付工	外灯・水位計保護管固定バンド・制水ゲート支柱	式	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
(3)鋼製付属設備・場内設備撤去工				
鋼製付属設備・場内設備撤去工	防護柵・管理階段・スクリーン・外灯・水位計保護管	式	1.000	
5. 標準外設備据付・整備工				
(1)標準外設備据付・整備工	新田分水工 通気ステッキ塗替工			
水門設備・鋼製付属設備据付工（塗装）		式	1.000	
素地調整工		式	1.000	
仮設工		式	1.000	
一括計上価格				
有害物調査		式	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
直接製作費				
1. 小形水門扉製作工	前谷地揚水機場 赤羽根 ゲート			
(1)扉体工				
扉体工 (材料費) -小形水門-		式	1.000	
扉体工 (労務費及び塗装費)		式	1.000	
(2)開閉装置工				
開閉装置 (機器単体費・ラック式)		式	1.000	
2. 小形水門扉製作工	前谷地揚水機場 西谷地 ゲート			
(1)扉体工				
扉体工 (材料費) -小形水門-		式	1.000	
扉体工 (労務費及び塗装費)		式	1.000	
(2)開閉装置工				
開閉装置 (機器単体費・ラック式)		式	1.000	
3. 小形水門扉製作工	前谷地揚水機場 名鱈南郷 ゲート			
(1)扉体工				
扉体工 (材料費) -小形水門-		式	1.000	
扉体工 (労務費及び塗装費)		式	1.000	
(2)開閉装置工				
開閉装置 (機器単体費・ラック式)		式	1.000	
4. 鋼製付属設備製作工				
(1)鋼製付属設備製作工	前谷地揚水機場 円筒分水 工防護柵			
鋼製付属設備工 (製作費)		式	1.000	
鋼製付属設備工 (塗装費)		式	1.000	
直接工事費				
1. 輸送費	前谷地揚水機場			

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
(1)輸送費				
輸送費（小形水門）		式	1.000	
2. 小形水門扉据付工	前谷地揚水機場			
(1)小形水門扉据付工				
水門扉据付工及び直接経費（小形水門）		式	1.000	
水門扉据付工（仮設費）		式	1.000	
(2)小型水門扉撤去工				
小型水門扉撤去工		式	1.000	
3. 電気盤類据付工(用排水機以外)	前谷地揚水機場			
(1)電気共通設備工(用排水機以外)				
配線工		式	1.000	
(2)配線撤去工				
配線撤去工		式	1.000	
4. 鋼製付属設備据付工	前谷地揚水機場			
(1)鋼製付属設備据付工				
鋼製付属設備据付工		式	1.000	
(2)鋼製付属設備撤去工				
鋼製付属設備撤去工		式	1.000	
(3)水門設備 現場塗装工				
素地調整 赤羽根・西谷地・名鱈南郷ゲート戸当 金物		式	1.000	
塗装 赤羽根・西谷地・名鱈南郷ゲート戸当金物		式	1.000	
一括計上価格				
有害物調査		式	1.000	

ゲート設備整備内容一覧

施設/項目		整備内容	材質 (工事完了時点)	備考		
新田分水工	幹線ゲート	扉体	扉体本体	全面更新	SUS	
			水密ゴム		CR	
		戸当り		全面更新	SUS	
		開閉装置	本体	全面更新	-	
	スピンドル			SUS		
	手摺等		全面更新	SGP	現行基準の高さ1.1mに更新	
	分水ゲート	扉体	扉体本体	全面更新	SUS	
			水密ゴム		CR	
		戸当り		既設流用	SUS	
		開閉装置	本体	全面更新	-	
	ラック棒			SUS		
	手摺等		全面更新	SGP	現行基準の高さ1.1mに更新	
	放流ゲート	扉体	扉体本体	全面更新	SUS	
			水密ゴム		CR	
		戸当り		既設流用	SUS	
		開閉装置	本体	全面更新	-	
	ラック棒			SUS		
	手摺等		全面更新	SGP	現行基準の高さ1.1mに更新	
	制水ゲート	扉体	扉体本体	全面更新	SUS	
			水密ゴム		CR	
戸当り		全面更新	SUS			
開閉装置		本体	全面更新	-		
	ラック棒		SUS			
手摺等		全面更新	SGP	現行基準の高さ1.1mに更新		
前谷地揚水機場	赤羽根分水ゲート	扉体	扉体本体	再塗装	SS	
			水密ゴム固定板	更新	SUS	
			水密ゴム	更新	CR	
		戸当り		再塗装	SS	摺動部既設利用
	開閉装置	本体	全面更新	-	操作盤搭載型に更新する	
		ラック棒		SUS		
	手摺等		全面更新	SGP	現行基準の高さ1.1mに更新	
	西谷地分水ゲート	扉体	扉体本体	再塗装	SS	
			水密ゴム固定板	更新	SUS	
			水密ゴム	更新	CR	
		戸当り		再塗装	SS	摺動部既設利用
	開閉装置	本体	全面更新	-	操作盤搭載型に更新する	
		ラック棒		SUS		
	手摺等		全面更新	SGP	現行基準の高さ1.1mに更新	
	名幡南郷分水ゲート	扉体	扉体本体	再塗装	SS	
			支承部	サイドシュー交換	SUS	既設同等、SUS製部品を溶接、2箇所
			水密ゴム固定板	更新	SUS	
		戸当り		再塗装	SS	摺動部既設利用
		開閉装置	本体	全面更新	-	操作盤搭載型に更新する
			ラック棒		SUS	
手摺等		全面更新	SGP	現行基準の高さ1.1mに更新		

○運転操作要領

＜新田分水工（幹線ゲート、放流ゲート、制水ゲート、分水ゲート）＞

1. 運転監視操作の概要

(1) 運転監視操作

幹線ゲート及び放流ゲートは、中央管理センターからの遠方操作による遠方手動操作と機側操作盤からの機側手動操作とする。

分水ゲート設備は、機側からの手動操作とする。

(2) 運転監視操作の優先順位

幹線ゲート及び放流ゲートの運転監視操作優先順位は、機側手動操作、遠方手動操作とする。

2. 運転監視操作の内容

(1) 機側手動操作

機側手動操作は、管理者が機側盤で操作開閉器を手動で操作するものである。

(2) 遠方手動操作

遠方手動操作は、中央管理センターの操作盤で手動設定値制御を行うものである。

3. 各ゲートの動作

(1) 幹線ゲート

1) 平常時は、新田分水工水位と矢本幹線水路下流側水位から、遠方手動操作で開度調整を行う。

2) 洪水時は、遠方手動操作で全閉とする。

(2) 放流ゲート

1) 平常時は、新田分水工内の水位確保のために遠方手動操作で全閉とする。

2) 洪水時は、新田分水工内の水位を下げるために遠方手動操作で全開とする。

(3) 制水ゲート

1) 平常時は、新田分水工内の余水放流のために機側操作で全開とする。

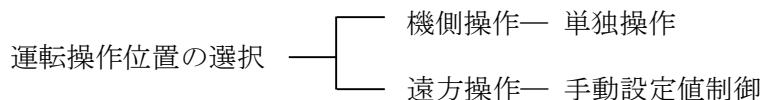
2) 洪水時、河川水位が上昇して新田分水工内へ河川水流入が見込まれる場合、機側操作で全閉とする。

(4) 分水ゲート

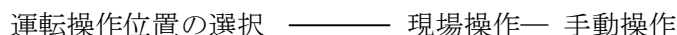
1) 常時開とし、設備のメンテナンスを行う際に、機側操作で全閉とする。

4. 操作場所と運転監視操作

＜幹線ゲート、放流ゲート、制水ゲート＞



＜分水ゲート＞



5. 保護警報

異常状態を開閉機搭載操作盤に表示すると共に、ベル警報を発するものとする。

保護項目

開過トルク

閉過トルク

非常停止

非常上限

接点溶着

MCCB トリップ

3E 動作

漏電

○運転操作要領

＜前谷地揚水機場（赤羽根分水ゲート、西谷地分水ゲート、名 鱒南郷分水ゲート）＞

1. 運転監視操作の概要

(1) 運転監視操作

本ゲート設備は、中央管理センターからの遠方操作、前谷地揚水機場内の電気室のゲート操作盤から遠隔監視操作及び機側操作盤からの機側操作とする。

(2) 運転監視操作の優先順位

運転監視操作の優先順位は、機側操作、遠隔操作、遠方操作の順とする。

2. 運転監視操作の内容

(1) 単独操作

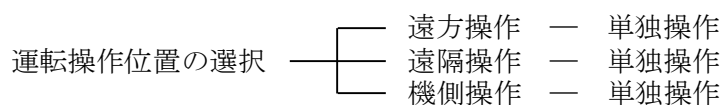
単独操作は、各々のゲートについて運転操作員がその動作を確認しながら運転する方式である。

3. 各ゲートの動作

(1) 赤羽根分水ゲート、西谷地分水ゲート及び名 鱒南郷分水ゲート

1)各ゲートは、前谷地揚水機場のポンプ設備稼働状況及び水位状況を元に単独操作を行う。

4. 操作場所と運転監視操作



5. 保護警報

異常状態を開閉機搭載操作盤に表示すると共に、ベル警報を発するものとする。

保護項目

開過トルク
閉過トルク
非常上限
接点溶着
MCCB トリップ
3E 動作
漏電

別紙－ 5

様式 1

実績変更対象費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小 計			
現場管理 費	労務管理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給	
	小 計			
合 計				

別紙－ 6

様式 2

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費目		費用	内容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通仮 設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場管 理費	労務管 理費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外 の食事、 通勤等に 要する費 用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

工期通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官

東北農政局河南二期農業水利事業所長

〇〇 〇〇 様

住所

商号又は名称

氏名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

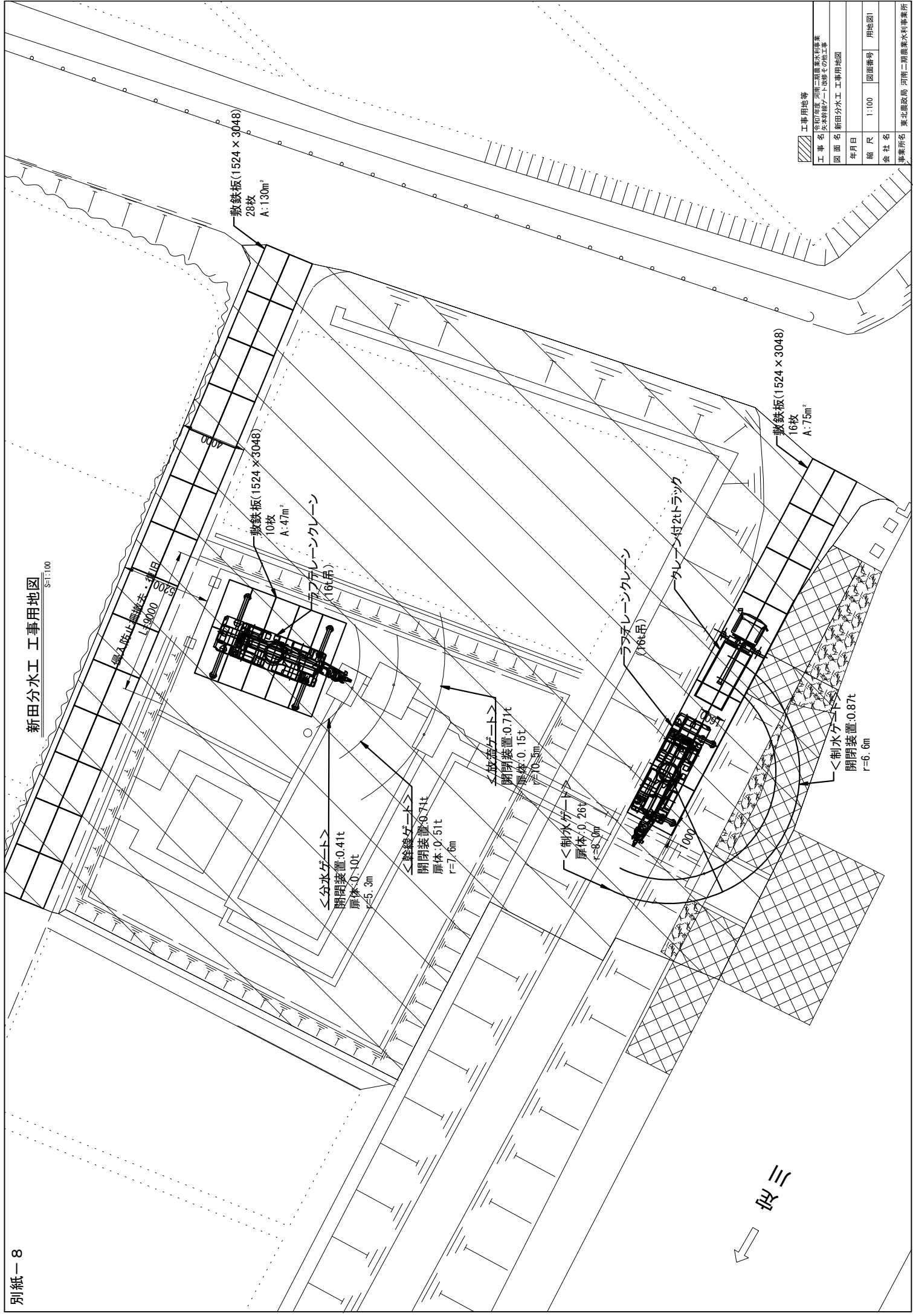
工事名	矢本幹線用水路ゲート改修その他工事
工事場所	宮城県石巻市広瀨地内他
契約予定年月日	令和 年 月 日
工事の始期	令和 年 月 日
工期	工事の始期 から 令和 年 月 日 まで (〇〇〇日間)

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

新田分水工 工事用地図

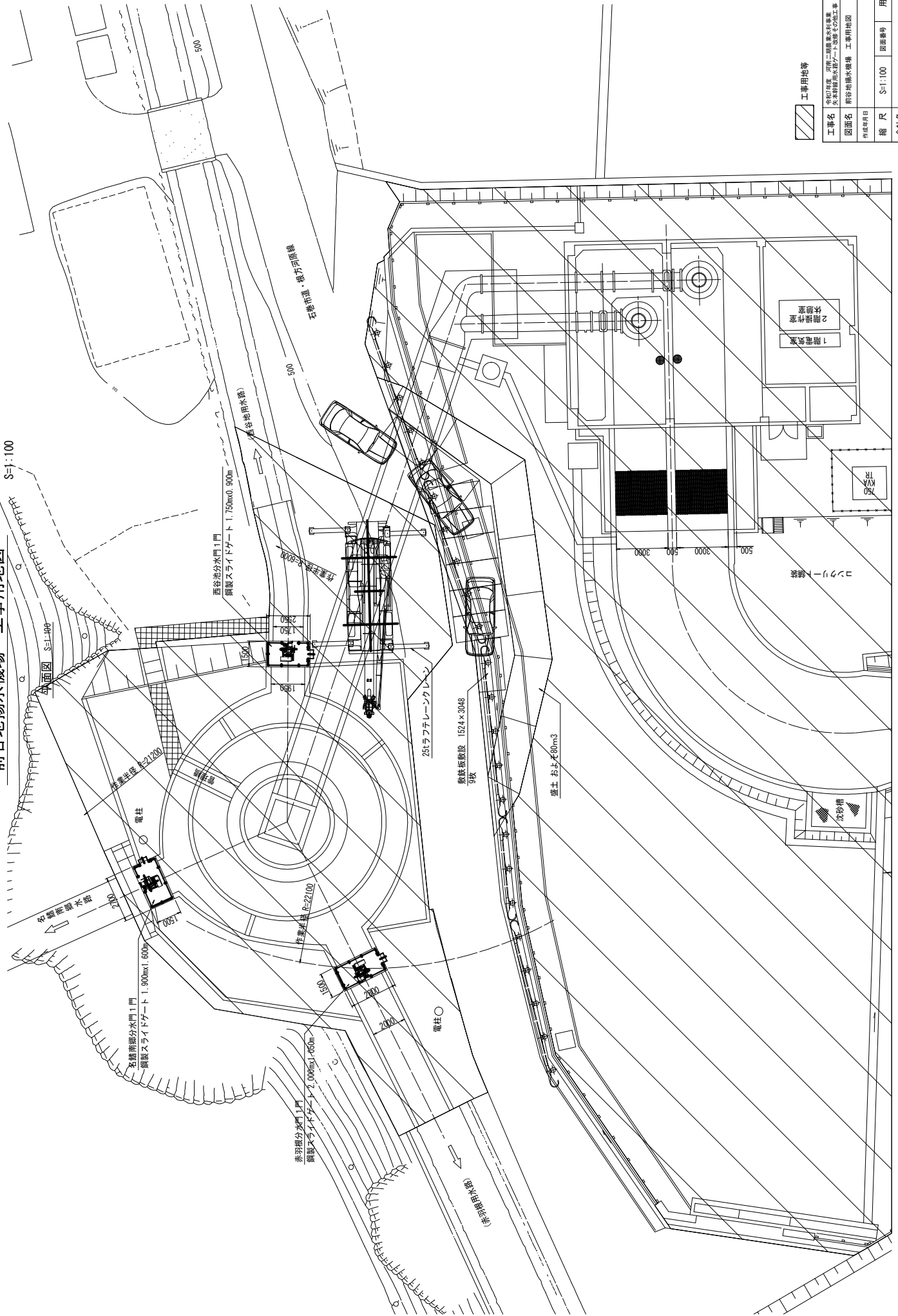
S=1:100



工事用地等	新田分水工 工事用地
工事名	令和年度 河内二期農業水利事業 大木群線第一改修工事
図面名	新田分水工 工事用地図
年月日	
縮尺	1:100
図面番号	用地図1
会社名	
事業所名	東北農政局 河内二期農業水利事業所

三 改

前谷地揚水機場 工事用地図



工事用地等

工事名	全期計画 旧第二揚水機場事業 水本村線取水ゲート更新工事
図面名	前谷地揚水機場 工事用地図
作成年月日	
縮尺	S=1:100
図面番号	
用地図2	
会社名	東北建設株式会社
事業所名	東北建設株式会社

別添

工事現場等における遠隔確認に関する実施要領

1 総則

1-1 目的

本実施要領は、国営土地改良事業等の工事現場等における監督職員等の施工段階確認、材料検査、立会等（以下「立会等」という。）について、受注者が動画撮影用カメラで撮影した映像と音声を Web 会議システムにより監督職員等に配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニターで工事現場等の確認を行うもの（以下「遠隔確認」という。）であり、この情報通信技術を活用して、受発注者の業務効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産性向上を実現することを目的とするものである。

1-2 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

1-3 適用

本実施要領は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書で定義する立会等の遠隔確認に適用し、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に通常の立会等に代えることができる。

なお、動画撮影用カメラの活用は、立会等だけではなく設計図書と施工現場条件の不一致の確認、工事事務時の早期報告及び受注者の創意工夫等の報告など受発注者双方が積極的にその機能を活用する行為を妨げるものではない。

2 機器構成と仕様

遠隔確認に使用する動画撮影用カメラは受注者が準備するものとし、Web 会議システムは農林水産省が推奨するシステム（以下「推奨システム」という。）を使用する。なお、受注者は動画撮影用カメラに推奨システムをインストールし運用するものとする。

ただし、動画撮影用カメラを発注者側で準備している場合や推奨システムが現場確認に適さない場合は、受発注者間の協議により使用する機器を定めるものとする。

3 遠隔確認の実施

3-1 施工計画書の提出

遠隔確認の実施に当たっては、受注者は次の事項を施工計画書に記載して監督職員の確認を受けなければならない。

(1) 適用種別

本実施要領を適用する立会等の項目を記載する。

(2) 機器仕様

本実施要領に基づき使用する動画撮影用カメラの機器と仕様を記載する。

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

(3) 実施時期・場所等

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

3-2 事前準備

受注者は遠隔確認に先立ち、監督職員に工種、確認内容、確認希望日時等を記入した立会願を提出しなければならない。

なお、立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。

3-3 遠隔確認の実施

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と使用する動画撮影用カメラ等の通信状況について確認を行わなければならない。

(2) 確認箇所の把握

受注者は、監督職員等が遠隔確認箇所の位置を把握するために映像により確認箇所周辺の状況を伝えなければならない。

(3) 確認の実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」などの必要な情報について適宜電子黒板等を用いて表示する。

なお、受注者は必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等から実施項目の確認を得ること。確認終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による結果の確認を得ること。

(4) 結果の報告

受注者は、監督職員から遠隔確認による施工段階確認を受けた場合、施工段階確認簿をその都度作成して速やかに監督職員へ提出する。

4 遠隔確認の記録と保存

受注者は、遠隔確認の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

ただし、現場技術員が遠隔確認を行った結果は、使用するパソコンにて遠隔確認の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコンの画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等を活用して監督職員に提出する。

5 留意事項

遠隔確認の活用に際しては、以下に留意すること。

(1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して撮影の目的や用途等を説明して承諾を得ること。

(2) 長時間動画用撮影カメラで撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる可能性があるため留意すること。

(3) 受注者は、施工現場外が可能な限り映り込まないように留意すること。

(4) 受注者は、原則映像を記録する必要はないが、公的でない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないように必要な措置を行うこと。

(5) 動画撮影用カメラの使用は意識が対象物に集中し、足下への注意が薄れたり、カメラの保持・操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全

対策に留意すること。

- (6) 電波状況等により遠隔確認が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。
- (7) 本実施要領によりがたい場合は適宜受発注者間で協議すること。

6 工事現場における掲示の記載

受注者は、下記の記載例を基に作成した掲示板を工事現場に設置して周辺住民の理解に努めなければならない。

記 載 例
当現場は、遠隔確認活用実施工事であり、動画撮影用カメラによる撮影を行っています。
問合せ先：〇〇工事責任者 現場代理人氏名、連絡先

7 フォローアップ調査

本実施要領に基づき実施した工事の受発注者を対象として、課題抽出やより効率的な取組を行うためのフォローアップ調査の依頼があった場合は対応することとする。

8 積算

(1) 積算方法

遠隔確認に使用する機器等は原則リースとし、その費用は工事实施に必要な施工管理費用（技術管理費）として見積徴収して全て計上する。

計上に当たっては、現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とするため「一括計上価格」とする。

やむを得ず機器等の購入が必要な場合はその購入費に対して機器等の耐用年数に使用期間割合を乗じた金額を計上する。また、受注者が所有する機器等を使用する場合も同様とする。

なお、発注者が所有する機器等を使用する場合は受発注者間で費用を協議することとし、追加で必要となる費用を計上する。

(2) 機器等の耐用年数

代表的な機器等の耐用年数については表－１のとおりであるが、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定する。

表－１ 代表的な機器の耐用年数

機器等の名称	耐用年数
カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト	5年
ハブ、ルーター、リピーター、LANボード	10年

※ 国税庁ホームページ公表資料から引用

9 特別仕様書（記載例）

項 目	記 載 例
1. 特別仕様書	<p>第〇章 施工管理</p> <p>(○) 工事現場等における遠隔確認について</p> <p>1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。</p> <p>2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。</p> <p>3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、〇〇〇〇である。</p> <p>4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。</p>

令和7年度
河南二期農業水利事業
矢本幹線用水路ゲート改修その他工事

図面目録

図面番号	図面名称	枚数	備考
1	位置図	1	
2	新田分水工 全体平面図	1	
3	新田分水工 幹線ゲート 一般図	1	
4	新田分水工 幹線ゲート 水密詳細図	1	
5	新田分水工 幹線ゲート 扉体組立図	1	
6	新田分水工 幹線ゲート 戸当り金物組立図	1	
7	新田分水工 幹線ゲート 開閉装置組立図	1	
8	新田分水工 幹線ゲート 付属設備組立図	1	
9	新田分水工 幹線ゲート 箱抜図	1	
10	新田分水工 分水ゲート 一般図	1	
11	新田分水工 分水ゲート 水密詳細図	1	
12	新田分水工 分水ゲート 扉体組立図	1	
13	新田分水工 分水ゲート 開閉装置組立図	1	
14	新田分水工 分水ゲート 付属設備組立図	1	
15	新田分水工 放流ゲート 一般図	1	
16	新田分水工 放流ゲート 水密詳細図	1	
17	新田分水工 放流ゲート 扉体組立図	1	
18	新田分水工 放流ゲート 開閉装置組立図	1	
19	新田分水工 放流ゲート 付属設備組立図	1	
20	新田分水工 制水ゲート 一般図	1	
21	新田分水工 制水ゲート 水密詳細図	1	
22	新田分水工 制水ゲート 扉体組立図	1	
23	新田分水工 制水ゲート 戸当り金物組立図	1	
24	新田分水工 制水ゲート 開閉装置組立図	1	
25	新田分水工 制水ゲート 付属設備組立図	1	
26	新田分水工 制水ゲート 箱抜図	1	
27	新田分水工 単線結線図	1	
28	新田分水工 搭載型操作盤・分電盤・引込開閉器盤 外形図	1	
29	新田分水工 非常用発電機設置図	1	
30	新田分水工 配線系統図	1	
31	新田分水工 配線配管図 (1/2)	1	
32	新田分水工 配線配管図 (2/2)	1	
33	新田分水工 外灯一般図	1	

図面番号	図面名称	枚数	備考
34	新田分水工 外灯詳細図	1	
35	新田分水工 水位計保護管 固定部詳細図	1	
36	9号サイホン呑口部 スクリーン 構造図	1	
37	9号サイホン呑口部 スクリーン 既設撤去図	1	
38	鹿島沢トンネル入口部 スクリーン 構造図	1	
39	鹿島沢トンネル入口部 スクリーン 既設撤去図	1	
40	前谷地揚水機場 全体平面図	1	
41	前谷地揚水機場 赤羽根ゲート 一般図	1	
42	前谷地揚水機場 赤羽根ゲート 開閉装置組立図	1	
43	前谷地揚水機場 赤羽根ゲート 水密ゴム・水密ゴム押え板更新図	1	
44	前谷地揚水機場 赤羽根ゲート 防護柵組立図	1	
45	前谷地揚水機場 西谷地ゲート 一般図	1	
46	前谷地揚水機場 西谷地ゲート 開閉装置組立図	1	
47	前谷地揚水機場 西谷地ゲート 水密ゴム・水密ゴム押え板更新図	1	
48	前谷地揚水機場 西谷地ゲート 防護柵組立図	1	
49	前谷地揚水機場 名緒南郷ゲート 一般図	1	
50	前谷地揚水機場 名緒南郷ゲート 開閉装置組立図	1	
51	前谷地揚水機場 名緒南郷ゲート 水密ゴム・水密ゴム押え板更新図	1	
52	前谷地揚水機場 名緒南郷ゲート 防護柵組立図	1	
53	前谷地揚水機場 搭載型操作盤 外形図・単線結線図	1	
54	前谷地揚水機場 配線配管図	1	
55	前谷地揚水機場 円筒分水工 管理橋	1	
56	前谷地揚水機場 円筒分水工 手摺	1	
57	前谷地揚水機場 分水ゲート 管理橋手摺	1	
58	前谷地揚水機場 導水路 手摺	1	
計		58	